

自転車月間趣旨

自転車は排気ガスや騒音を出さず、自然環境を破壊しない唯一の乗り物であり、健康・体力づくりのためのスポーツ、レクリエーションの用具として、あるいは通勤・通学等の交通手段として年齢・性別を問わず、国民の日常生活に広く利用されております。

今日の我が国における自転車の存在は、いまや国民生活になくてはならないものとなっておりますが、自転車を安全に利用するための自転車道の整備をはじめ、駅周辺における路上放置を解消する自転車駐車場の設置等の乗用環境整備の立遅れや、自転車交通事故の多発に伴う自転車乗用者の乗車ルールの遵守とマナーの向上など、自転車をとりまく様々な問題が発生しており、改めて自転車の存在意義が問われる時代となっていました。

また、我々の周囲の豊かな自然は、各種公害の発生により急速に破壊され、生活環境は悪化する一方であります。このままさらには環境破壊が進めば、重大な危機に陥ることは明白であり、今こそ国民一人ひとりが環境を守り、健康で文化的な生活づくりに立ち上がるべき時であり、無公害の乗り物である自転車を通してそれを実現するよう努力してゆかねばなりません。

そのような情勢に応じて、自転車をとりまく問題を法的な面から解決するため、昭和56年5月に「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」(自転車基本法)が制定され、それを記念して、毎年5月を自転車月間と定めました。この自転車月間の趣旨の浸透を図り、加えて自転車のもつ社会的責任を自覚しつつ、改めて自転車の可能性と、それをとりまく諸問題の解決策について考え、かつその実現の道を探りたいと思います。